

徳島大学 国際センターニュース

<http://www.isc.tokushima-u.ac.jp/>

No.17

2012.3

本学からの海外派遣学生数が、100人を突破！

平成23年度（2011年度）における海外派遣学生数が、初めて100名を突破したことが明らかになりました。表1を見る限り、平成20年度までは海外派遣学生数は年間約25名～30名を推移していたのですが、平成21年度には、豚インフルエンザの影響から年間の海外派遣学生数が19人とかなり落ち込んでしまいました。

しかしながら、その後、平成22年にはこれまでよりも多くの学生を海外に派遣することができました。これは、「グローバル大学院工学教育プログラム短期派遣」による工学部大学院生（先端技術科学教育部）の派遣（計15名）、慶北大学夏休み短期文化体験研修への派遣（計6名）を開始したことによるところが大きく、本学の海外学生派遣を大きく飛躍させる契機となったと思います。

今年度、初めて年間100名の日本人学生が海外に留学したのですが、この背景には、今年度から開始された日本学生支援機構（JASSO）による短期海外留学への支援事業「ショートステイ・ショートビギット事業（SS/SV事業）」に本学から5つのプログラムが採用されたことで、学生に奨学金の提供ができるようになったことが大きく影響していると考えられます。今年度SS/SV事業に採択されたプログラムのうちでも、国際センター主催「モナシュ大学短期研修プログラム」、先端技術科学教育部主催「大学交流を生かした高度専門職業人育成のための国際双方向教育プログラム」という2つのプログラムだけで53名の学生を派遣しており、そのうちの42名の学生が同奨学金に基づいて留学していることからも、今年度の事業採択が本学における海外学生派遣の大きな弾みとなったと思います。

表1：5年間派遣学生数

年 度	派遣学生数
18年度(2006)	32
19年度(2007)	31
20年度(2008)	25
21年度(2009)	19
22年度(2010)	53
23年度(2011)	100

参考資料：2011年度 所属別派遣学生数

学部・学科	学 部・大学院別	人 数	総 計
総合科学部	学 部	38	41
	大学院	3	
工学部	学 部	15	39
	大学院	24	
医学部	医学科	9	16
	栄養学科	5	
	保健学科	2	
歯学部	学 部	2	2
薬学部	学 部	2	2
総 計		100	

国際センターでは、短期海外語学研修だけでなく、その他の留学に関する相談も受け付けています。関心のある方は、国際課国際交流係（常三島）、留学生支援室（蔵本会館2階）までご連絡ください。

留学生同窓会からの推薦留学生制度を開始

徳島大学では、平成23年6月から、同窓会からの推薦を基に優秀な留学生を積極的に受け入れるための制度（「徳島大学卒業留学生同窓会推薦留学生制度」）を開始しました。同制度は、中国や韓国で展開されている徳島大学卒業留学生同窓会（以下、「同窓会」）との積極的な交流を推進することを目的に始められたもので、平成23年10月には中国同窓会から推薦された大学院生1名が同制度により医科学教育部に入学しており、平成24年度4月には、同じく中国同窓会から推薦された大学院生1名が同制度を基に先端技術科学教育部に入学する予定になっています。

上記推薦制度の特徴としては、「同窓会からの推薦を受ける」だけでなく、本学が行う入試に合格し、本学の正規生として入学した際には、「月額10万円の奨学金を12か月間支給する」という点にあります。このような留学生同窓会による推薦制度を実施しているところは日本では比較的珍しいのですが、本学のような「奨学金制度と推薦制度が一体となったもの」は非常に先進的で、「留学生の質を確保する」上で新しい試みであると考えられます。

本制度の概要は、以下のとおりです。

▶ 応募資格および条件について

対象：本学の大学院博士後期課程（医科学教育部及び口腔科学研究部の博士課程を含む）に入学を希望するもので人物に優れ学業成績優秀な者

年齢：1977年4月2日以降に出生した者

学歴：入学を希望する教育部が出願資格として定めた学歴を有すること

人数：年間2名以内

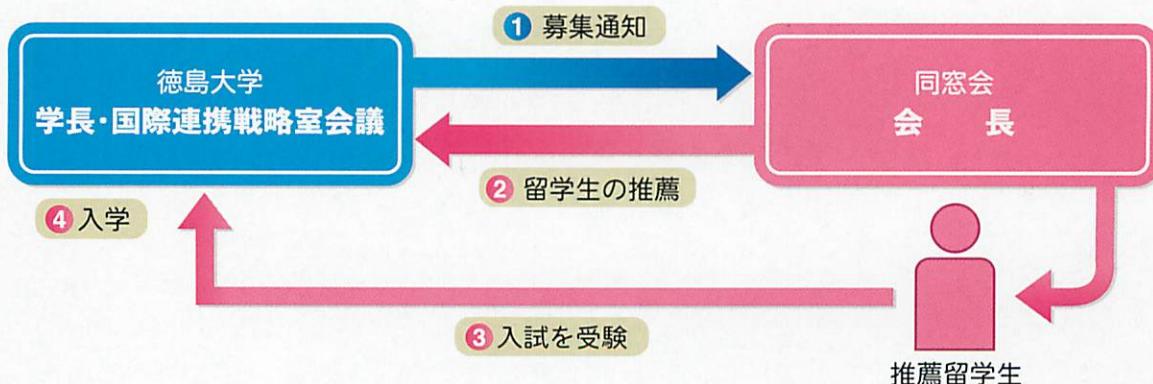
▶ 奨学金等について

奨学金：月額10万円

支給期間：入学した月から12か月間

その他：検定料、入学料および授業料は徴収しない。ただし、授業料については、標準修了年限を超えて在学する場合には徴収する。

今後は中国だけでなく、韓国同窓会からの推薦も見込まれます。本推薦留学生制度を基にした教育・研究交流がますます盛んになることを期待しています。また、本推薦留学生制度を基にした国際交流が発展するよう、努力していきます。



日本語教育・国際理解シンポジウム

平成23年度（2011年度）、国際センターでは「日本語教育・異文化理解シンポジウム」を計3回（第6回、7回、8回）開催しました。

第6回 平成23年10月29日（土） 13時30分～16時40分

多文化社会に生きる人のための日本語教育パート2 「地域のための日本語」ワークショップ

講 師：庵 功雄（一橋大学国際教育センター 准教授）

「やさしい日本語が目指すもの」

岩田 一成（広島市立大学国際学部 講師）

「地域のための日本語教材を使って：

教材を使ってみんなで考えてみよう」



日本語教育に関心のある学生・地域を対象に、「教え込むこと」ではなく「交流すること」を踏まえた『おしゃべり型の日本語教育』の紹介をしてもらった。

第7回 平成24年2月11日（土） 13時30分～15時30分

「世界に通じる日本の笑い～日本の伝統文化を伝える」

講 師：真打ち落語家 三遊亭 竜楽

実際に海外に出向き、現地の言葉を交えながら、日本の「話芸」を積極的に紹介している生の活動・体験を聞くことができた。国や文化による笑いの違いと共通性について、外国語で落語をすることの難しさ、「間」を上手く使うことの大切さなどについて学ぶことができた。



第8回 平成24年2月24日（金） 14時00分～17時15分

「学び合いの場づくり～ピア・ラーニングのすすめ」

講 師：館岡 洋子（早稲田大学大学院日本語教育研究科教授）

教師から一方的に教えられるのではなく、仲間と学習することで仲間から知識や方略を学び、自己の学習を見直す機会ともなる教育方法について学んだ。教師は知識の伝授者ではなく支援者となり、学習者は自らの学びをすすめ、人との社会的な関係を築くことを学び、自分自身を発見することができる。ワークショップも行われ、実際の体験を通して、ピア・ラーニングの理論と実際を理解することができた。



入管法等改正について

平成24年7月9日(月)から、新しい在留管理制度がスタートします。本学の留学生に関する主な変更点は以下のとおりです。

1. 「在留カード」の交付

現在、市町村から交付されている外国人登録証明書が廃止になり、今後は入国管理局から「在留カード」が交付されます。平成24年7月の施行後に新たに入国した留学生には入国する空港（注）で上陸許可の証印を行う際に交付される予定です。既に入国している留学生には施行後に在留期間更新許可、在留資格変更許可等の在留に係る許可を受けた方等に対して、順次在留カードが交付されることとなります。

（注）成田、羽田、中部、関西空港のみ。その他の空港では、市町村に居住地の届出をした後に交付される。

2. 在留期間の延長

現在の「留学」ビザの最長期間は「2年3ヶ月」となっていますが、最長期間は「4年3ヶ月」となる予定です。

3. みなし再入国許可制度の導入

有効な旅券及び在留カード（特別永住者については特別永住者証明書）を所持し、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はなくなります。ただし、在留期間の満了日が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期間の満了日までとなります。

4. 外国人登録制度の廃止

外国人登録証明書が廃止され、入国管理局から「在留カード」が発行されます。それに伴い、届出の方法が変更になります。

◇市町村へ届出する場合

住居地を新たに定めたとき・変更したとき

◇入管へ届出する場合

氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したとき

留学の所属機関（大学などの学校）が変更になったとき

⇒参考 URL:http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

【問合せ】 国際課国際交流係 古城（内線：常三島 7186）



発 行 徳島大学国際センター

住 所 徳島県徳島市新蔵町2丁目24 徳島大学地域・国際交流プラザ（日亜会館）2階

Tel. 088-656-7491 <http://www.isc.tokushima-u.ac.jp>